

大牟田市電力の調達に係る環境配慮実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の施設で使用する電力について、環境に配慮した電力を調達するため、電力の調達に係る環境配慮に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格の判定)

第2条 市長は、本市の施設で使用する電力の調達に係る競争入札（以下「電力の調達に係る競争入札」という。）を行おうとするときは、当該入札に参加しようとする小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する者をいう。）の電気供給事業における環境配慮の状況に基づき、当該者の環境配慮に係る入札参加資格を判定するものとする。

(環境評価項目)

第3条 前条の判定は、次の各号に掲げる環境評価項目により行うものとする。

(1) 基本項目

- ア 前年度の1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数
- イ 前年度の未利用エネルギーの活用状況
- ウ 前年度の再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア グリーン電力証書購入状況
- イ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(環境評価の方法等)

第4条 電力の調達に係る競争入札に参加しようとする小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目について、大牟田市電力の調達に係る環境配慮評価項目報告書（様式）に記載し、別に定める当該電力の調達に係る競争入札の参加申請の期限までに提出するものとする。

2 前項の記載に当たっては、大牟田市電力の調達に係る環境配慮評価基準（別表）により得点を算出するものとする。

3 市長は、第1項の提出があったときは、これを確認し、次の各号のいずれにも該当する者を環境配慮に係る入札参加資格を有する者とする。

次のいずれかに該当する者

- (1) 第3条第1号の得点の合計が70点以上であること。
- (2) 第3条第1号の得点の合計が70点未満である場合であって、その得点の合計に同項第2号の得点を加えた場合の合計が70点以上であること。

(グリーン電力証書の提出)

第5条 前条第3項第2号に該当する者は、グリーン電力証書（コピー可）を別に定める当該電力の調達に係る競争入札の参加申請の期限までに提出するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、電力の調達に係る環境配慮に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年1月19日から施行する。

付 則（平成22年12月16日）

この要綱は、制定の日から施行する。

付 則（平成25年6月10日）

この要綱は、制定の日から施行する。

付 則（平成26年5月15日）

この要綱は、制定の日から施行する。

付 則（平成28年5月18日）

この要綱は、制定の日から施行する。

付 則（令和2年4月22日）
この要綱は、制定の日から施行する。

別表（第4条関係）

大牟田市電力の調達に係る環境配慮評価基準

環境評価項目		区分	点数
(1) 基本項目	ア 前年度の1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.000以上 0.400未満	70
		0.400以上 0.425未満	65
		0.425以上 0.450未満	60
		0.450以上 0.475未満	55
		0.475以上 0.500未満	50
		0.500以上 0.525未満	45
		0.525以上 0.550未満	40
		0.550以上 0.575未満	35
		0.575以上 0.600未満	30
		0.600以上 0.625未満	25
イ 前年度の未利用エネルギーの活用状況 ※2	0.675%以上	0.675%以上	10
		0%超 0.675%未満	5
		活用していない	0
(2) 加点項目	ウ 前年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※3	7.50%以上	20
		5.00%以上 7.50%未満	15
		2.50%以上 5.00%未満	10
		0%超 2.50%未満	5
		導入していない	0
ア グリーン電力証書購入状況	購入あり	福岡県産	20
		他府県産	10
	購入なし		0
イ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

※1 前年度の1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表又は各電気事業者がその環境報告書で公表した「実排出係数」及び「調整後排出係数」のうち、「調整後排出係数」をいう。

※2 (1) 前年度の未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

①前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を②前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

(算定方式)

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \text{①} / \text{②} \times 100$$

(2) 未利用エネルギーとは発電に利用した後に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。
(ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。))をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電気量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3 前年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量

②前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量

③グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑥前年度供給電力量

（単位は全て kWh）

（算出方式）

前年度の新エネルギーの導入状況 = ①+②+③+④+⑤／⑥

(1) 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められるエネルギー源を用いる。

発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（300,000 Kw未満ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

(2) 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）及び供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。